

奈良県告示第百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、安部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和元年六月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	乾 善徳	北葛城郡広陵町大字安部七七五
〃	古川 喜幸	〃 二九一―一
〃	古山 佳勇	〃 七四八
〃	田辺 義信	〃 三四六
〃	中谷 嘉蔵	馬見中三丁目一―五
〃	久保 忠雄	大字安部一二九―二
〃	巽 博司	〃 六〇九
〃	古山 隆副	〃 一二八―一
〃	上田 市夫	〃 五六七
〃	古山 功	〃 五五二
〃	寺田 惣一	〃 五二五―二
〃	巽 成元	〃 五五〇―二
〃	吉川 正人	〃 八〇三
〃	巽 寛行	〃 一四〇―一
監事	出井 陸治	〃 三二五―四
〃	乾 善輝	〃 七八二―二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	古山 佳勇	北葛城郡広陵町大字安部七四八
〃	古川 喜幸	〃 二九一―一
〃	古山 隆副	〃 一二八―一
〃	乾 善徳	〃 七七五
〃	中谷 嘉蔵	馬見中三丁目一―五
〃	久保 忠雄	大字安部一二九―二

〃	監事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
林博海	出井陸治	巽寛行	吉川正人	巽成元	寺田惣一	古山功	上田市夫	巽博司
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四一七一	三二五十四	一四〇一	八〇三	五五〇一二	五二五一二	五五二	五六七	六〇九